

南山ホール売店等運営に関する仕様書

1 業務

稲城・府中墓苑組合（以下「組合」という。）が管理運営する公営 稲城・府中メモリアルパーク及び南山ホールの利用者へのサービス向上を図るため、南山ホール内に設置する売店及び自動販売機（以下「売店等」という。）の運営

2 公営 稲城・府中メモリアルパークの概要

(1) 所在地

稲城市矢野口3567番地

(2) 面積

25,510㎡

(3) 墓地の種別及び基数

ア 芝生墓地（西洋風の公園墓地、墓石付き）	2,955基
イ 普通墓地（旧来の日本式墓地、墓石無し）	353基
ウ 合葬式墓地（納骨壇に遺骨を納める集合墓地）	5,036体
エ 樹林式墓地（樹林の下に遺骨を納める集合墓地）	1,500体

(4) 南山ホールの概要

ア 構造	鉄筋コンクリート造り2階建て
イ 延床面積	1,055.12㎡（1階 598.04㎡、2階 457.08㎡）
ウ 主な設備	1階 管理事務所、墓参者休憩所、売店、式場2室、霊安室 2階 洋室（お清め室及び法要室として使用）、控室、配膳室

(5) その他の施設

駐車場（166台）、あずまや、倉庫・屋外トイレ、水くみ場、ベンチ

(6) 開苑時間

午前8時30分から午後9時まで。ただし、墓参時間は午後5時までとする。

(7) 休館日

南山ホール、事務所、売店は1月1日から1月3日までを除き、年中無休

(8) その他（予定）

南山ホールにおいて、友引の日の告別式及び友引日の前日の通夜は行わない。

3 売店等の概要

(1) 売店

南山ホール 1 階

面積 約 7 m² (別添図面参照)

(2) 自動販売機

南山ホール 1 階

面積 1 階 約 1 m² (別添図面参照)

(3) 売店運営開始時期

令和 6 年 6 月～

(4) その他

法令等で設置を義務付けられている設備（誘導灯、自火報設備等）及び手洗器は、組合が設置する。

4 使用形態及び使用許可期間

(1) 売店等を運営する事業者（以下「事業者」という。）は、売店等として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

(2) 使用許可期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。使用許可は、年度単位で行うものとし、組合及び事業者双方の合意のもとで期間を延長することができる。延長を希望しない場合は、使用許可期間終了の 6 か月前までに書面により意思表示を行うものとする。

(3) 設備の設置等の準備については、事業者決定後から使用許可前の間に行うことができる。ただし、準備開始時期については組合の指示に従うこと。

(4) 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。また、売店等の許可を受けた用途以外に使用してはならない。

(5) 使用許可条件に違反したときは、組合は使用許可の取消し、又は解除をすることができる。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、組合はその賠償又は補償の責めを負わない。

- (6) 使用許可を取り消したとき又は使用許可期間が満了したときは、事業者の負担で組合が指定する期日までに原状回復したうえで、組合に返還しなければならない。
- (7) 売店等の運営にあたり、事業者の責に帰すべき理由により、施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、損害額に相当する金額を支払わなければならない。また、組合又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

5 経費の負担

- (1) 行政財産使用料は月額6,766円とする。なお、使用料については、見直しにより変動する場合がある。
- (2) 売店等にかかる光熱水費については、個別に設置したメーター類で測定した光熱水量及び、南山ホール全体における光熱水量をもとに組合が算定した額とする。
- (3) 行政財産使用料及び組合の立替費用（光熱水費等）等の必要経費については、組合が指定する期限までに確実に納付すること。
- (4) 売店等の設備（什器、備品等を含む）の設置、維持管理及び修繕にかかる費用は、事業者が負担するものとする。また、事業者の都合による内装等の変更、改修等については、組合と協議のうえ行うことができるが、その費用は事業者が負担するものとする。

6 売店の運営条件（要求水準）

- (1) 営業時間等
原則として午前9時から午後5時までとし、南山ホールの休館日以外は無休とする。
- (2) 販売必須商品
お墓への供花、線香
- (3) 販売を禁止するもの
たばこ、賞味期限間際や傷ものの商品
- (4) 販売価格

標準販売価格（定価）以下とすること。

(5) 芝生墓地用香炉貸出業務

芝生墓地用香炉の貸し出しについて、売店運営とともに実施すること（別途委託契約により受託をすること）

(6) 付加的なサービスの提供

合葬式・樹林式墓地刻字受付、家名表示板受付、式師紹介、法事用会食の手配もしくは取り次ぎ、親族控室で仮泊する際の寝具等の貸出、葬儀墓参等関連商品販売など可能な範囲で利便性の高いサービスを提供すること。

7 自動販売機の運営条件（要求水準）

(1) 営業時間等

原則として開苑時間と同じとし、年中無休とする（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）。

(2) 設置場所

1階休憩所に設置する。2階東側エレベーター脇に増設することも可能とする。

(3) 型式・機能

ア 大きさ、形状は組合が指定する場所に対応したものとする。

イ 偽造通貨対応及び盗難防止機能が備えられていること。

ウ ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。

エ 転倒防止等の安全措置を講じること。

オ 給排水工事が必要となるタイプの自動販売機の設置は認めない。

カ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

(4) 取扱商品

清涼飲料等、利用者の嗜好に幅広く対応した品揃えを行うこと。

(5) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ、賞味期限間際や傷ものの商品。

(6) 販売価格

標準販売価格（定価）-以下とすること。

8 運営全般に係る遵守事項

- (1) 売店等は、墓参、葬儀・法要に参列する利用者等のアメニティ向上の重要な要素であることを十分に認識し、組合運営に貢献すること。
- (2) 食品衛生法等の関係諸法令については、遵守すること。また、売店等の営業に伴い必要となる官公庁等への届出等については、全て事業者の負担において行うこと。
- (3) 自動販売機で使用する光熱水量を測定するために、個別にメーター類を設置すること。
- (4) 売店内で業務に従事する従業員等は、売店が公共施設内にあることを認識し、清潔感のある身なり（名札必須、ユニホームが望ましい）で業務に従事するとともに、利用者に対して適切な接遇・接客を行うこと。
- (5) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）等、売店等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- (6) 売店等の搬入搬出の時間及び経路については、組合の指示に従うこと。
- (7) 売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において迅速かつ適切に対応すること。
- (8) 売店等の周辺を清潔に保ち、美観、衛生環境等を損なわないこと。特に、自動販売機から廃棄される空き容器の定期的な回収に努めること。
- (9) 売店等に係る廃棄物の回収及び処理については、事業者の負担により責任を持って行うこと。
- (10) 売店等には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。イベント等の広告の掲示を希望する場合は、組合と協議のうえ、内容・掲示期間等について許可を得ること。
- (11) 防火・防災体制を整備確保するために、組合が計画する防火・防災体制への協力を図ること。
- (12) 緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を組合に提出すること。
- (13) 決算後速やかに、売上データ、客数等を組合に提出すること。
- (14) 従業員等への障がい者の雇用について、積極的に検討・対応を行うこと。
- (15) 本仕様書に定めのない事項については、組合と協議を行い、可能な限り組合の意向を尊重した決定を検討すること。